議会運営委員会

平成30年5月16日(水) 午後1時00分開 会

○村田委員長 皆さん、こんにちは。

ただいまより議会運営委員会、議会改革検討委員会を開会いたしたいと思います。本委員会は、これまでさまざまな御意見のもとに何回となく開催をしてまいりました。 先般、皆様方に申し上げましたように、18日を最終めどとして、あくまでも目途としてやっていきたいんだということを申し上げましたけれども、さまざまな御意見とか調整がおくれるということであれば、日程が変更になり、ずれ込む可能性もありますので、必ずしもこの6月の定例会で1常任委員会に制定をするということに限定しておりませんので、くれぐれも御理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

その上に立って、先般、皆様方からいろんな御意見をいただきました。14日から18日の集中審議で問題解決するのかということもありましたけれども、これについてはただいま申し上げたとおりでございます。

それから、なぜ他市が1常任委員会を検討していないのかということについての 御質問もありました。これにつきましては、後ほど事務局より説明を求めたいと思 います。

また、議会軽視の改善策、こういった御意見も出されたわけでありますけれども、何回も申し上げておりますけれども、執行部と議長、議会との連携をさらに密にする、このことを重視していくということで改善をされるのではないかということであります。

それから、日程的に大丈夫なのかということにつきまして、と申しますのは、1 委員会でこれまで管外視察、2泊で4カ所見ておった。しかし、一つの常任委員会 にすることで、どうしても、例えば生活文教、総務常任委員会の二つの項目をどれ だけ見られるのか、それによって見るところが、視察をするところが少なくなって しまうんじゃないかということもありましたけれども、これにつきましては、一委 員会に成就をした後に、その辺のところについては、委員長、それから委員の方々 ともども御協議をいただくということで解決できるのではないかと思っております。

また、審査、審議の中で機能的にどうなんだという意見も出ましたが、多様な意

見が出て、偏った議論ではなく、さらに充実をする、こういうことになろうかと思います。

また、現予算決算は、調査等について定例会中だけと申し合わせしており、管内施設等はなかなかできないのではということでありますけれども、一本化にする際に、調査事項等を申し合わせ事項に加えれば問題はないと思いますし、また、所管の調査事項、これをつくり直すということで解決できるのではないかと判断をしておるところでございます。

また、1年間、常任委員会、現在のままでやっていってはどうかという御意見も ございました。二つの常任委員会を合わせて視察を行って、ただし、各委員会の議 論は各委員会でやればどうかということでありましたけれども、これでは視察は合 同でありますけれども、審議ということについては、議論ということについては現 状と変化がないであろうというようなことであります。

また、1常任委員会にしたことで執行部の説明が減っただけで、それが効果では ないかというようなことも御意見もございましたけれども、さまざまな面での効力、 メリットがあるということは今までも十分説明をしたところであります。

必要であれば、また再度、副委員長、私のほうから御説明を申し上げますけれども、それから、執行部からの行政報告の定義づけ、事業評価、委員会での討論という問題もありました。この討論は申し合わせにより充実をさせられるものと思っております。特に討論につきましては、委員長の裁量と取り仕切りということでありましょうかと判断をしておるところでありますけれども、ですから、だからこそ委員長の選出ということについては慎重にならざるを得ないのかなという感じもしております。これにつきましても、後ほど事務局より説明をさせていただきたいと思います。

それから、事業評価、これは現在でも事業評価はやられておりますけれども、さらに事業評価をきちっと明確化するということで、執行部に新しい議長から申し入れていただくということでいいんじゃないかと判断をしておるところでありまして、報告の定義づけについても、新議長と執行部の協議によるもの、あるいは皆さんと協議をして執行部にも教えるということで解決ができるのではないかと解釈をしておるところでございます。

特に、この問題につきましては、今回、1常任委員会ということに改革をすると すれば、この1常任委員会を核に、さまざまな分野に踏み込んでの改革を進めてい くということが大前提でありますし、市政推進に努めることは当然であると認識を するところでございます。

逐条解説、これはまさに検討委員会でやっておることだと思いますけれども、逐条解説というのは、条例の構築について一つ一の順を追って物事をつくり上げていく、条例をつくり上げていく、その際の解釈ということになろうかと思いますけれども、先般の委員会では、広義な面でさまざまな面において、逐条解説ということについてはかかわってくるんじゃないかというような御意見もございました。私なりに皆様方の御意見を判断するときに、いわゆる物事を進める上において、それ、一つ一つの理解とそれから解説ということになろうかと。そういうことであるならば、今、まさに検討委員会でもやっておること、これも一つとしてやっておることと判断をしておるところでございますけれども、これにつきましても、後ほど事務局より説明をさせていただきたいと思います。

それから、財務4表の決算主義についてというような御意見もございました。これは予算決算とは違うものを設立するものでありますから、予算、生活、総務の従来やっておったことをとにかく盛り込んでいくんだということで御理解をいただきたいなと。

また、国、県で専門分野の委員会をしている、これに逆流をするのではないかという御意見もございましたけれども、我々地方議員は、予算条例政策において、地方議員はオールマイティーでやっぱりやっていくということが基本でありますし、他の自治体でもそうであります。地方議員は、国会とは違って、全ての面において専門的に議論をしなければいけない、こういう認識もあるのかなと思っておるところであります。

以上、先般、皆様方から、各委員からいただきました御意見について、私なりに、また正副委員長で協議をしてこういう回答といいますか、見解ということを発表させていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。これについてはまた後ほど、新たな御意見がございましたら御発言願いたいと思いますけれども、今説明の中で、事務局から説明をさせると言ったものについて、事務局より説明をさせたいと思います。事務局、お願いいたします。

○岩本議会事務局長 それでは、先ほど委員長がおっしゃったことを含めて、他市の状況等を参考に調査いたしましたので、お手元の資料に基づきまして、まず1点目は、1常任委員会としている他市議会の運営状況等、及び2点目として、委員会における議員間討議(自由討議)の位置づけについて等説明をさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、表の2段目にあります分科会の設置の有無 ということにつきましては、北海道の4市でございますけれども、いずれも設置は していないということでございました。

次に、審査方法等でございますが、夕張市につきましては、先般お話しさせていただいたとおり、各課ごとに、①から④まで順次審査をしていくということでございます。下の米印の二つ目のところにありますように、決算については特別委員会を設置しているという状況でございました。また、メリット、デメリットについてのお話は、夕張市の場合は特にございませんでした。

次に、歌志内市につきましては、審査については基本的に本会議で行っているということで、ただ、新しい条例等、重要案件については委員会に付託しているということでございます。それと、所管事項の報告案件につきましては、定例会閉会日の翌日などに委員会を開いて報告をしていただいているということでございます。メリットにつきましては、総合的に審査時間が短縮されたということと、議員間の共通理解、情報共有につながっているということでございます。デメリットについては特にお話はありませんでした。

次に、三笠市につきましては、条例関係とその他の議案について各課ごとに順次審査を行っていると。予算決算については特別委員会を設置しているということでございます。メリットにつきましては、先ほどと同様、議員間の共通理解と情報共有、また、デメリットといたしましては、正副委員長職の該当者が1常任委員会ということで限定されるので、経験を積めないというお話もございました。

最後に、赤平市につきましては、条例関係とその他議案について各課ごとに順次審査しているということで、ここは補正予算については本会議で審査をしていると。それと、報告事項等については、閉会中に月一、二回程度、委員会を定例的に開いているということ、それから、当初予算と決算については特別委員会を設置しているということでございました。メリットについては、議員間の共通理解、情報共有及び閉会中の審査が増加したということでございました。デメリットは特にお話はございませんでした。

各市の委員会運営の状況につきましては以上でございます。

次に、2ページをごらんください。

委員会における議員間討議(自由討議)の位置づけについてということで、この ことにつきましては、議会基本条例の第21条におきまして、「議会は、政策討論 にまでは至らない課題についても広く検討し、議員間で自由な討論に努めます。」 という規定をしております。ただ、その運用については特に規定はしておりませんので、このことについて議長会のほうに見解を求めましたところ、委員会の中で議員間討議の場を設けるには、会議規則に明記することは必須ではないけれども、議員間の申し合わせをしておくなど、ルール化しておくことが望ましいのではないかという御見解でございました。

また、下段には会議規則第97条の規定を載せておりますけれども、これは審査順序ということで、「委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、評決の順序によって行うを例とする。」ということがうたわれておりまして、これにつきましては、自由討議について各市でその順番を自由に設定することは可能ですけれども、どういうタイミングで自由討議をするかということを申し合わせで決めておいたほうがスムーズに審議が進むのではないかという御意見をいただいております。

続きまして、別添の資料ですけれども、これは参考ですけれども、1常任委員会にする場合の委員会条例の改正について、ほぼこういう形になりますよというのを 参考のためにつくらせていただきましたので、ごらんいただければと思います。

主なところだけ申し上げます。まず、第1条の常任委員会の設置のところですけれども、「市の行政全般にわたる事務を調査し、議案、請願等を審査するため、議会に常任委員会を置く。」という規定でございます。

次に、第2条第2項ですけれども、現在の三つの常任委員会の規定を削除いたしまして、下のほうに書いてありますけれども、新しく設置する常任委員会の名称と 定数については13人というような規定をすることになります。

それと、第3条につきましては、常任委員の任期ということで、これについては、 一つの常任委員会に全議員が所属することになりますので、任期については議員の 任期、つまり4年間ということでございます。そういうふうな形になると。

1常任委員会にする場合の主だった改正箇所については以上ですけれども、あとは、議会運営委員会の構成をどうするかとか、その正副委員長の任期をどうするかによって何カ所か変更する箇所が出てくるということになります。

今見ていただいておるのは、見え消しで書いたものですけれども、見え消しをしていないやつも参考にタブレットに入れておりますので、後ほど参考にしていただければと思います。

もう一つ、逐条解説というお話がありましたので、一応、他市のものを参考にしてでございますけれども、つくらせていただいております。今通知をさせていただ

きましたが、逐条解説ということであればこういうふうな形になるということで参 考にしていただければと思います。

以上でございます。

○村田委員長 先般、皆様方から御意見をいただきましたことについて、解説及 び回答ではありませんけれども、皆さん方の前で実情はこうであるということをお 示しいたしました。

その上に立って、委員の方々から御意見があったら承りたいと思います。

- ○三鬼(和)委員 できましたら、1常任委員会としている他市議会の運営状況 等について、各市の人口であるとか議員定数がわかったら、ちょっと。本来、予算 規模等もわかったらあれなんですけど。
- ○南議長 議員定数と人口、夕張から行きます。

夕張市、8,500人、議員9名、予算規模、一般会計102億。歌志内、人口3,500人、議員定数8人、一般会計53億。三笠、8,800人、10人、91億。赤平、1万、10人、110億。

以上です、済みません。

- ○村田委員長 他に御意見ございませんか。
- ○濵中委員 最初の説明の中で、一委員会にしないところの説明を事務局からと いうところがあったんですけれども、抜けたように思うんですけど、あるんですか。
- ○岩本議会事務局長 なぜ1常任委員会にするかということまでは至っていなく て、1常任委員会にするという話さえも話題に上っていないという状況でございま す。
- ○濵中委員 わかりました。

それと、もう一点なんですけれども、1常任委員会にするための方向性としての話をしていることは十分承知なんですけれども、先ほど、オールマイティーであるべきというあたりと、専門分野を詳しくやるというところを考えたときに、そもそも予算決算を別に出したのは、一つの議案で二つに分割することができないからということがありました。その中で、専門分野を詳しく審査するという意味においては、企業会計は別議案になりますよね、水道であるとか病院であるとか。総務産業と生活文教を一つにした上で、それとは別の視点として、例えば今、病院の運営であるとか、そういう財政的なこととかということはすごく大変な時期に来ているし、そういったもの、特別委員会なのか常任委員会なのかわからんけれども、それを別に設けるという考え方ができるのかどうかというあたり、皆さんの意見を聞きたい

なと思うんですけど。

- ○村田委員長 ただいま濵中委員から、企業会計等の特別委員会はつくれるのか どうかというような質問といいますか、意見がございました。これについて、各委 員さん、御意見がありましたら御発言願いたいと思いますけれども、いかがですか。
- ○仲副委員長 企業会計は病院と水道があるわけなんですけど、議案が一つずつ個々の議案という、これは今までどおりのことですもので、一般会計と会計は会計別に分かれておるというだけで、あえて企業会計を別の委員会でやるという必要性は余りないんじゃないかというふうには思っています。
- ○濵中委員 必要があるかないかの話はそれぞれ皆さんの思いがあると思うんですけれども、例えば、さっき予算規模の話も出ましたけれども、一つの委員会の中での審査となりますと、やはりそこに時間をかければええのかもしれませんけれども、一つの委員会の運営の中で、どうしても短くなってしまう嫌いがあると、今までの経験上思うんですね。それで、例えば、広域なんかでも60億の予算を1日で終わっておりますし、病院に関しても40億前後のお金という予算の中での審査ということになると、やはりもっと詳しくとか、もっと細かく議論とかという部分が一瞬になってくる気がしています、いつも自分の思いとして。一つの委員会にする効率性を求めるのは確かに改革としてのメリットとして上げられますけれども、そういった審査の中の、もっと詳しくというか、きちんと議論という意味においては、別にできるのであれば、私はそこを集中的に審議する場面も必要ではないかなという思いもあったものですから、それが皆さんが必要ないんですよという意見であればまたそれなんですけれども、なので、みんなの意見を聞きたいなということを申し上げました。
- ○村田委員長 ですから、これは私がお答えするべきものかどうかわかりませんけれども、時間が短くなるのではないかというようなことについては、先般、例えば、1常任委員会にしたら議会での時間構成はこうなりますよと、例として挙げさせていただきました。ですから、2常任委員会を1常任委員会にする、3常任委員会を1常任委員会にするということであれば、当然、時間は短縮をするのでなく、今まで以上にかかるのではないかということも考えられますね。ですから、十分な議論をしていただかないと1常任委員会にした意味合いがございませんから、その辺のところは、決まればその時間設定というものについてはさらに議論をしていただかなければならないと思っておりますし、また、この特別委員会を設置できるのかどうかということでありますけれども、これについては、今、現在、1常任委員

会にするという方向性は皆さん御認識をいただいておりますけれども、果たしてその時期はこの6月になるのか、あるいはずれ込んで来年、再来年になっていくのか、これはいまだ未決定なことでありますから、そういう方向が決まってから、このことについては1常任委員会にした、さあ、こういうことについてはどうなんだということも議論しても、まだ議論の余裕があるのではないかなとちょっと私は認識しておりますけれども、これについて。

○三鬼(和)委員 少し濵中委員とはちょっと考えが違って、予算決算委員会、 全員というか、分割しない審査をするということで、大方10年ぐらい、2回の、 9年か10年目ぐらいになっていくとは思う、8年ぐらいか。

(「13年」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員 13年ですか。済みません。13年になって、全国でも予算 決算を分割していないという進んだ改革をしてきてする中で、議員定数も少なくなってきて、もっと全員でしようなという意味では、そこは私、ちょっと濵中委員と 違って、定例会における予算審査においては、これも13年経験してきた、全員で やるということを経験してきておるもので、その点は問題ないと理解しております。 ただ、今まで総務産業であるとか生活文教といって、全員でしたら、最前、大は小 を兼ねるということもあるんですけど、休会中とか議案に上がったことの調査、今 の病院のことも含めて調査するときに、全員でやっていくというならやっていくよ うなルールづくりというのか、全員参加というので日程等も調整しながらするんで すけど、今の状態で総務産業、生文という、少ないといえば少ないし、ちょうどい いといえばちょうどいいというか、機能はしておるということが損なわずに、1常 任委員会になったときにやっていけるかということを自問自答、この前からずっと しておるわけです。

それが1点と、今回、今、人口規模と議員定数をしたら、議員定数もますます、 議員報酬なんか、議員定数なんか減るような市町の例ということで、尾鷲市も多分 (聴取不能)ないとは思うんですけど、こういったあれで少なくさせるとかという 問題もいずれ何年か、何期目かに出てくるとは思うんですけど、もう一つは、一つ しか委員会がなくなると、ここに三笠市の中で、委員長、副委員長職の該当者が限 定されるとかというのの中において、我々、やっぱり議員経験、重ねる中で、新し く議員になられた方も踏まえて、複数委員会があるということで、副委員長なり委 員長なりと経験することによって議会運営も身に着けていくということをしてきた という、こういったこともやっぱり次の世代の人とかを含めて、きちっと我々は、

- 一緒の人ばっかり議会運営というわけにもいかんというか、いずれ議員からも引かれる方もおるしという、そのときはそのときでできるといえばできるんでしょうけど、皆さん。だけれども、そういったことも踏まえて、少し課題として、これをどうしていくかということを踏まえて考える。この2点、ちょっと皆さんの意見も聞いた上で詰めさせていただきたいなと思っています。
- ○村田委員長 ただいま三鬼委員から、休会中の調査等について日程調整が必要だけれども、実際やっていくのがどうかというようなこと、あるいは、議員定数、報酬の問題についてもという問題ですね。それから、委員長、副委員長、これに当該者が限定をされるのではないかと、これと、いわゆる後継者というと大げさですけれども、次期、若い人たちの育成がどうなんだというような問題が今、発言をされました。これにつきまして御意見ございますか。ありますか。
- ○仲副委員長 先ほどの三鬼さんの御意見ですけど、これまでも何回もお答えしているつもりなんですけど、閉会中の審査、これにつきましては、きのうも中電に視察をしたと。それで、10人、行っておるんですね。ほぼ全員に近い人数で調査されておるもので、それは何も支障はないと。今まででも、僕、生文ですけど、総務の委員会があったときは傍聴して、それなりの出席をしているつもりですもので、今までの1年間の経過の中では、全員が調査に加わったとしても支障はないんじゃないかというふうに思っています。

それともう一点、議員定数と報酬の問題につきましては、1常任委員会とは別個の段階の中で協議をしていくということがはっきりしていいんじゃないかというふうに思っています。

それから、委員長、副委員長の限定されるというのもあるんですが、これは人事 のことですもので、それなりのやっぱり経験を踏んで、自己判断もある中で進めて いくということしかないんじゃないかというふうに思っています。

以上です。

- ○村田委員長 他にございませんか。
- ○三鬼(和)委員 休会中であるとか、調査事項、今、濵中委員が、例えば病院 のこととか水道のこととかって言っていましたけど、私はその辺が十分対応できて と言われましたように、委員外議員も含めると10人ぐらいの、総務産業もほとん どそれぐらいでやってきたという経緯があります。そういったことが損なわれない のであれば、私、機能的に全員で動く、全員、申し合わせで議長は委員会、抜ける みたいな形で、それは引き続きそうかなとは思うんですけど、そういったことを含

めて、委員プラス議長という格好でいろんなものを積極的に取り組んでいって、その辺が意識一本化することによってもより、ここでいうと、赤平市なんかは閉会中の調査が増加したというぐらいの議員活動となる、活性化するようでしたら、これまでも1日1常任委員会という、開催という、うち独特の先行事例というのをやってきた分も含めまして、その辺は理解ができるかなとは思うので、今、副委員長の意見については反論とかそういうことはないので、担保したいと思います。

- ○奥田委員 副委員長及び委員長、ちょっと確認したいんですけれども、先ほど の議会事務局から提出された資料の1ページのところ、表、ありますでしょう。これを見ると、1常任委員会を設置しているところ、4市あるわけなんですけど、予 算と決算のところが、特別委員会設置というのが3市で、本当に純粋な1常任委員会というのが、歌志内市一つなんですよね。それ、どうするんですかね。これまでの議論というのは、生活文教、総務産業、それから予算決算、もう全部合わせて一つという話だったと思うんですけど、さっき、委員長は、何か特別委員会、またこれから話したらいいやという話だったけど、どういう。三つを一つにしていくのか、それとも一つにして、また予算決算の特別委員会を考えるのか、どちら。
- ○村田委員長 わかりました。基本的には、その三つの常任委員会を一つにするものですから、予算についても1本でやっていくと。しかし、特別委員会と私が申し上げたのは、決算委員会ですね。決算委員会の場合に、従来やられておったように、決算の場合においては、決算が審査をする時期になったら特別に委員会を立ち上げて審査をすると。その審査が終われば自然消滅ですね。また来年の決算についたら特別委員会を立ち上げる、決算の。そういう意味で申し上げたので、また、病院等につきましては、これらは私も副委員長も別に特段分ける必要はないんであろうとは認識をしております。しかし、やるということにすれば、そういう意見もあることは事実ですから、皆さんに御意見を諮りながら、こういうものでやっていきたいということを最終的にまた決めていきたい、こういうふうに思っております。
- ○奥田委員 そうすると、とりあえずは総務産業、それから生活文教、予算のところ、そこを一つにするということですね。それで、決算については、以前は何か 7人選抜してとか、やっていましたよね。
- ○村田委員長 あったあったあった。
- ○奥田委員 そういうのをするかどうかというのは、またそのときに検討するという理解ですね。
- ○村田委員長 はい。

- ○三鬼(孝)委員 決算の審査って、前回の委員会で、私、指摘しましたけれど も、一本化の場合に委員会条例の中へはめたらできるという根底の話だったですね。 それだったらもう1本でいいんじゃないかというような思いがありますけどね。
- ○村田委員長 その辺のところは、今後、この流れの中できちっと決めていけば いいと思いますので。
- ○南議長 僕も、データをもとに特別委員会で予算決算をつくっておるということで、ちょっと気になって、実はきのう、三重県議会のほうへ教えてくれませんかということで電話したんですわ。1常任委員会ではなくて、予算決算だけを分けるということは、もう何か法的な根拠が持って僕は分けられるのかなというようなことでちょっと確認する意味でしたら、別段分けないかんという法的な根拠は見当たりませんということで県議会のほうから判断をいただいたんですけれども、ただ、僕、気になるのは、休会中、当然、審査でいろんな各常任委員会が審査事項がありましたけれども、予算決算については、休会中というのは予算決算が審査できないんですね、現実、本会議のない時間。だもので、そこら辺がどうなるのかなと気になる部分がありますけれども、別段、せなあかん、分けなあかんという根拠はないそうです。
- ○村田委員長 特に今、議長申されたように、分けなければいけないという根拠 はありませんから、その辺のところですね。条例なり規定なり、それから、申し合 わせを変えて、それにそぐうような形にやっていくということで御理解いただけれ ばと思います。
- ○三鬼(和)委員 委員長言われておったように、特別委員会にするということは、そのときに予算とか決算を審査するだけであって、常任委員会ではもう事前審査にならないということで分けてあるんだと思うんです。ただ、常任委員会を1本にしても、先ほど言ったように、これまでも予算決算常任委員会は定例会しか開会しないという申し合わせでやってきまして、あれ、閉会中でもやろうと思ったらできたわけですね、審査というか、調査を。でも、そういう申し合わせというか、予算決算の審査については、定例会時期は行わないという申し合わせさえすれば、もう1本の委員会でも何ら問題がないと思うので、特別委員会をつくるような、ちょっと後戻りするようなことはこの際はしなくてもいいんじゃないかなと。
- ○村田委員長 先ほど議長のお答えしたように進めていきたいと思います。 他にございますか。
- ○濵中委員 やはり閉会中の活動について、何ら問題はないですよというふうに

は言われるんですけれども、この1年間、うちの委員会の一つしていく中で、やはり実際にやってみる、本当に全員がしてみる。大きな施設ばかりではありませんし、移動の問題もありますしというのがあるので、一度は実際の閉会中の経験はしてみたいなというふうには思います。条例改正をしてしまってからではなくてということは思っております。

- ○奥田委員 今の濵中委員の話なんですけど、条例を変えないで試しでやるとい うのは、選択は。
- ○村田委員長 ないですね。
- ○奥田委員 それはないということでいいかな。
- ○村田委員長 皆さん、濵中さんの御意見に対して、どうですか。御意見ありま したら御発言願いたいと思いますが、ございませんか。
- ○小川副議長 先ほど、全部まとめて1本にするというお話だったんですけど、 今、奥田委員から決算の特別委員会のことを言われましたので、これだけを特別委 員会で、予算の1常任委員会の審査と、先ほど三鬼委員さん言われましたけど、申 し合わせで閉会中はやらないと言っていますけど、これ、こっちで閉会中でもでき るというふうにして、決算のほうは閉会中にやるようなことはめったにないと思う んですけど、そういう方向性というのは考えておられない。
- ○村田委員長 ですから、先ほど来から議長も質問にお答えしたように、この点については、変えなければ、それは絶対してはならないということじゃないものですから、この申し合わせなり事項書を変えて、それに一つの委員会に含ませれば全部できることでありますから、そういう形でやっていきたいなということを申し上げております。
- ○三鬼(和)委員 ちょっと副議長、予算というのは、言ったら議案に上がった 予算のことを言っているのであって、休会中は予算に、議案としては予算、上がる ことはないので、定例会で決まった金額について後に休会中に、いわゆる今まで総 務産業とか生活文教が、それが事業追跡をしておったわけですもので、1常任委員 会は、今度はそれを全部でやるという形だもので、それは特別委員会は必要、申し 合わせさえしたらないんじゃないかなと思うんですけど、だからといって、予算の 数字を物、言えないとか云々は別の話で、もう1本ですから言えるわけじゃないで すか。審査は決まっておるわけですもので。ただ、事前審査は法的にできないので、 それはどう扱うかは委員会の運営上の問題だと思います。
- ○村田委員長 副議長、よろしいですか。

- ○小川副議長 いや、夕張市の場合だと、決算だけ特別委員会をつくっておるじゃないですか。これは、それじゃ、どういう意味になるのかなと思いまして。
- ○村田委員長 ですから、決算常任委員会を、先ほど言ったように、場合によってはそういうふうにつくる場合もありますよと。ですから、今、1常任委員会で最終的に実行、施行するという日にちが決定すれば、それまでの間にあらゆる面で詰めていくということなんですね。
- ○三鬼(和)委員 討論という格好で、多分、予算は議決事項ですけど、決算に ついては認定ということがあるので、特別委員会でも構わないという解釈のもとで 引き続きやられておるんだと、私は見て理解しました。
- ○村田委員長 他にございませんか。
- ○濵中委員 スケジュール的なことをお聞きしたいんですけれども、スケジュールというか、最初の説明の中で、視察に関すること、予算に関する行政報告に関することとか、そういった申し合わせ事項が必要な部分はどの段階で列挙されていくのかなと思うんですけれども。
- ○村田委員長 これについては、今、現在、方向性は皆さんに御理解はいただい ておると思いますけれども、じゃ、いつからこれをやるのということについてはま だ未決定でありますから、この段階においてそれをやっていくというよりも、その 日程が決まれば、いつからやるんだということが決まれば、それまでの間にこのこ とについては詳細についても詰めていって、最終的にきちっと形を整えていくとい うことになりましょう。
- ○濵中委員 ちょっと私の理解が勘違いなのか、ずれておるのかと思うんですけ ど、申し合わせ事項が詰められて、できるかどうかということを決めるのかなと思 っておったものですから。わかります。
- ○村田委員長 申し合わせ事項というのは、あくまでもその委員会なり、議会が 運営上どうであるかということを決めていくのでありますから、委員会を設置する ときに申し合わせ事項、やってもいいんですけれども、別段、形としては委員会の 設置が決まったと、やるということが決まったという時点で、じゃ、この委員会を 運営するに当たっては、申し合わせでどういうことについてはどうなのということ を構築するのではないかなと私は理解をしておりますけど、そこのところは濵中委 員とちょっと、いささか解釈が違うようでありますけれども、私はそう理解をして おります。
- ○濵中委員 例えば、先ほど、議長会のほうからも、こういったことはルールを

明確化するというあたりも示されておりましたので、そのルールのつくり方によっては、本当にそれができるのかどうかというあたりの検証も必要かなということを感じましたのと、あと、それから、議会改革ということに関しましては、本当にもうこの席にいる人たちが全然いなくなった先の段階ででもこれが生きていく場面があって、何でこうなっておるかということがきちんと引き継がれるような文章というのが必要かなと思うのが、先ほどの逐条解説にもありますけれども、そういった明確なルールを文章化して列挙するということが必要かなというふうに思いまして、できてきたルールとか申し合わせ事項がこれで可能なのかどうかという検証ができて初めて委員会がつくれるかどうかという判断ができるのかなという気がしておったものですから、そういった解釈の上で、ちょっと時間的なことをお聞きしました。

○村田委員長 わかりました。

他に御意見ございますか。

- ○三鬼(孝)委員 別の角度なんですけれども、一本化になった後でのことですけれども、冒頭、委員長は執行部と議会が密にしてというようなお話、ありましたね。それで、岩田市政から、議会と執行部がぎくしゃくした場面が結構あったですね。そういうことを解消するために、定期的に執行部と政策のすり合わせなり、いろんな報告事項等々を協議するために定期的に委員会を開催するというような決議というか、その辺のところはどうでしょうね。
- ○村田委員長 1常任委員会にした場合、この委員会でということですか。その 辺については、もう少し今後考えていかなくてはならんのだろうなということを思 っております。即1常任委員会にしたから、それをきちっと委員会の中で定義づけ てやるということも、やっぱり執行部の都合、執行部の意見というのもありますか ら、その辺のすり合わせ、調整をして決めていけばいいんじゃないかなと。

ただ、そのきっかけ、あるいはその先導役となるのが新しい議長であり、委員長であろうかと。できるものなら、そういうことが実現であるならば、速やかにそういう形でやっていけばいいと思っておりますけれども、先般来からありましたね。執行部から定期的に報告をさせるということについては、別段委員会じゃなくても、全員協議会でも、それこそ新議長がどう仕切るかわかりませんけれども、そういった中で、全議員に知らせるんだと、情報提供を行うんだという意味合いからすると、その定期的にやるということは、これは議会として申し込むのは当然だろうなと認識をしております。

(発言する者あり)

○村田委員長 はい。でも、この委員会は、委員会、設置をしても、どなたが委員長になられるかわかりませんし、その方とはまたいろいろお話をしなければいけません。少なくとも私と副委員長はならないということだけは確かでございますので。

他にございませんか。問題もいろいろ出尽くしたように思うんですけれども、この際、そのほかありましたら御発言願えればと思いますけれども、いかが取り計らいましょうか。

- ○三鬼(孝)委員 最後、委員長の見解なんですが、一本化で進むという方向性 はみんな確認しておるので、いつにするかという、皆さんにお諮りするのはいつご ろの腹案を持っておるんですか。
- ○村田委員長 腹案といいますか、一本化は御認識をいただいておりますので、その時期なんですね。先般から御議論いただいておりますと、1年間様子を見て、来年の6月とかという御意見もございます。ただ、この任期中に検討すればという御意見はございません。一方、提案者のほうでは、できればこの6月からやっていきたいという御意見がありまして、二つ分かれておりますので、この辺の判断、最終的にはいつやるのかということで決めていかなければいけないのかなという認識は持っておりますけれども、そのためには、できるだけの御意見をいただいて、どんどん意見をいただいてやるだけ時間をかけるだけかけて議論もして、それからでも遅くはないんだろうなという感じで、きょうまで私はやってまいりました。
- ○濵中委員 先ほど申し合わせ事項の件に関しては、委員会ができ上がった後に その中で話し合っていくものであるというお話を聞いて、じゃ、先ほど条例の改正 案の説明のあの中で、まだこの中でも決めていかなくてはならないものって、この 条例案に関してはまだちょっと議論が要るのかなと思うので、そのあたりはこれは どんな感じになりますか。
- ○村田委員長 それもやっぱりいつまでにやる、いつからやるんだということが 決まってからどんどん議論をしていけばいいと思いますので、私はそういうふうな 感じを持っている。それでは、委員の皆さん、どうでしょう。それがだめだろうと いうことであれば、これは皆さんの御意見ですから、私も変更して従わざるを得な いという感じを持っていますけれども、現在の進め方でどうでしょうかね。御意見 があればお聞きしたいと思いますが、よろしいですか。
- ○濵中委員 現在のやり方というのは、6月に向かってということですか。
- ○村田委員長 いやいや、そうじゃなくて、そうじゃないです。それは違います。

- ○濵中委員 いつまでにという意見を言うとするならば、最終的にはやっぱりこの条例をどういうふうにするかということを議論していくには、やはりちょっと6月までというのは無理があるのかなという気がしております。ただし、任期中、自分たちの任期があと3年ございますが、任期中に1常任委員会にしての経験を持って次の任期の方にお渡しするということも要るであろうから、やはり任期いっぱいかけるというのはちょっと無理なのかなという気がしておりますので、いつということをはっきり言うわけではないですけれども、この条例案を決めるだけでも、やはりこの6月はきついかなというようなことを思っております。
- ○村田委員長 他に。
- ○仲副委員長 副委員長というよりも提案者の立場で発言をさせていただきたいんですけど、3月何日からきょうで5回目ということで、それぞれの諸問題をいろいろ検討して、回答なり考え方をお示しさせていただきました。きょうの時点ではほとんど出尽くしたというような感がありまして、提案者としましては、もともと6月の頭で決定いただいたらスタートできると。もしそれができなければ、1年間を引き延ばすことになります。やはり改革というのは、早い時点で決定してスタートする、これが一つの原則だと思いますので、1年間検討するという理由が私には今のところ理解はできておりませんので、そろそろ決断をいただいたほうがよろしいんじゃないかと思います。
- ○濵中委員 済みません。いや、実はこれまでこの1常任委員会という案を私は そんなに深く考えたことがございませんでした。提案をいただいて、ああ、そういうこともありなのかなということから、いろんなほかの市町の例をやっと、なぜこうなのかということを考える機会をいただいたなと思っております。前回、ほかの 市町がどうなんでしょうかということを私自身も調べてみたいと思いますという発言をさせてもらったので、1常任委員会にしていないところの大体15人以下の議員定数のところでざっと、関東から東海にかけてを見てみたときに、もちろん1常任委員会が四つですから、ほかは全部やっていないんですけれども、じゃ、なぜそこに向かわないのかなということが、先ほど局長も言われたように、そういうことを考えたこともなかったというところがお答えやったように、二つに分けてやる意味であるとか、一つにすることのメリット、デメリットを確かめる期間は欲しいなとは思っております。改革と改善とは別のものと私は思っておるんですけれども、改革がイコール、本当に改善になるかどうかというあたりは、検証するのに、私は後戻りをしないという意味では、変えてしまってからではもうできないなという気

もしますので、そのあたりをもっと深掘りする時間は欲しいなと思っております。

- ○仲副委員長 先ほどの御意見ですけど、既に夕張市から赤平、四つの市を実施 していくところの調査を事務局から報告していただきました。メリットもございま す。ただ、やっていないところの調査というのは、検討もされていないところに調 査をして、参考にはならないと思いますので、やはりやっているところの調査をし た上で参考にするというのは、僕は常道だと思いますので、そこらはちょっと私は 理解しかねています。
- ○三鬼(和)委員 やっておるところ、やっていないの話だったんですけど、私はいろんな議論の中で、やっと形が今回、こういう形だなという議論が出てきて、問題はやっぱり運用方法とか運営、委員会運営とか運用、それが一つ。委員長は、やりながらもまだ改善していくとかという提案、それは一つあると思うんですけど、私はそういったところをこれから、1常任委員会としてこうあるであろうと想定できることを事務局が拾い出してもらったものにして、現実的なもので確認していくという時間はあってもいいのではないか、長所、短所も含めて、どこのところがどうやこうやなしに、1常任委員会としてこの辺はどう、今分かれていたのがどうということも含めて、運用面を議論する時間もあってもいいんじゃないかなとは思っています。ただ、やりながらやっていくというのも一つの形というか、あるもので、どっちができるかできやんかというのは、どっちにせんでもできるという話ですけど。
- ○奥田委員 いろんな、本当にもう意見は先ほど委員長、言われたように出尽くしたんじゃないかなという気はするんですけど、本当に皆さんの意見を聞いているとごもっとも、濵中委員言われるのは、慎重論もよくわかるし、仲副委員長の、やっぱり改革は進めなあかんという意見もよくわかるんです。ただ、先ほど、濵中委員言われた条例の話は、これ、きょうも議会事務局のほうから、もし改正するとしたらこうなるというたたき台を出してもらっているので、このぐらいで改正するとしたらこうなるのかなという感じは思うので、その条例の変更ということに対して時間をかけるとかはもう必要ないのかなという気はするんですよね。ただ、慎重論はよくわかるんです。これ、どうなるのか、僕もちょっと見えないところがあるので、本当に事前の審査というのは、閉会中もしっかりやってもらえるのかとか、そういう不安はあるんですけど、ただ、やっぱりさっき仲副委員長も言われていた改革ということを考えたら、今でも尾鷲は議会改革の先進地ということで、おもてなし条例とかタブレットの件でも、かなりほかの市町から視察を受け入れておるじゃ

ないですか。そういう意味ではそろそろもう結論を出していいんじゃないかなと、 もう出尽くしているので、その辺、どうですかね。もう進めて進める、はっきりし てもらったほうがいいと僕は思うんですけどね。

- ○村田委員長 ただいま楠委員、何かあります。
- ○楠委員 基本的に1常任委員会をするのであれば、本来の地方自治法の趣旨からすると、本会議主義でやっていく。ところが、それが大変なので複雑化、専門化という話が出てきて常任委員会を設置しているということを、振り出しに戻す話じゃないんですけど、そうすると、1常任委員会で議論するんだったら、本会議の議場でしっかり議論するだけでも要件は足りるのかなと。ただ、特別委員会の決算認定はまた別ですけど、そういう話にもできるので、私は思うには、もう少しその辺を含めてちょっと検証を再度、もう一度検証、気になるところを整理したほうがいいのかなというところもあります。

それから、あと、いわゆる議長と委員長との兼ね合いとか、どういうところでの 諮問だとか検討してほしいというところも一回整理しておかないと、だから、思う ところは一回全部整理してやっていったほうがいいのかなという気がします。 以上です。

- ○村田委員長 本会議という言葉はあります。それはちょっと今の検討委員会ではなじまないと思います。今、やるのは1常任委員会にするのかどうかという議論をしておりますから、別の選択肢というのは、これはちょっと控えていただきたい。委員長、議長の執行部との兼ね合いですか。それは議員皆さんで申し合わせ事項のときに、申し合わせ事項ではありませんけれども、議長、委員長にそういう御認識を持っていただくということをやっぱり前提に、議長に立候補するなり委員長に立候補するなりやっていただいて、それしかないのではないかと私は思いますね。他にございませんか。
- ○濵中委員 質疑の件の申し合わせはどうなりますか。質疑をどう扱うか。質疑 はするべきであろうと思いますけれども、この議論の初めのころに、委員長のほう からもお話があったように、最終的にはそれぞれ議員の判断、モラルの問題もある しというあたりもありましたけれども、そのあたり、どうされますか。
- ○村田委員長 ですから、質疑については、今回もいつからもう結論をとれという意見もありますけれども、今後どうなるのかわかりませんけれども、ですから、 それらは申し合わせ事項をいろいろ検討する中で、質疑の問題についてももちろん 議題に上がって、質疑についてはどうなんだと。皆さんにそれこそ議員個々がモラ

ルの問題であるから御認識をいただくということを再確認したり、それから、質疑についてはこうあるべきだというようなことがあったら、皆さんで意見を出していただいてそれなりにルールとして決めていくと、申し合わせ事項に載せるのか載せないのかは別にして、決めていくということでやっていけばいいんじゃないかなと私は思っております。ですから、今は質疑の問題についても、今、これをやってきて、いつからやるんだということが決まれば、そういう問題についても本格的に実施をするまでに協議を、申し合わせ事項も含めてやっていくということなんですから、その辺、御理解いただけていないのかなと思ったりしますけれども、そういうことで進めていきたいと思っております。

- ○濵中委員 じゃ、繰り返しになりますけれども、やはり申し合わせ事項を含め その他のルール含め、ある程度具体的なものが出てから条例変更へという流れを希望したいと思います。
- ○村田委員長 当然であります。

他に御意見ございませんか。今、もうそろそろ出尽くしたから決をとれというような問題もありましたけれども、この問題につきましては、冒頭から議長の発言もありましたように、皆さんに御理解をいただいて、じゃ、いいじゃないかということで決められれば一番いいのかなという感じで私は進めてまいりましたけれども、結論づけるわけではありませんけれども、かなりこの6月からやられるということについてはどうなんだという慎重論もあるようでございますので、この際、委員会として賛否をとることに、皆さん、御了解いただけますか。

○野田議員 いろいろ話を聞かせていただく中で、僕は前に進めてもいいのかなという気はしています。その中で、今、話に出ましたように、運営上の不備とか、不合理な点もまた出てくるかもわかりませんけれども、まず前に進んで、あと1年後に、それは条例のどこに入れるかわかりませんけれども、やっぱり改正すべき1年、ですから、提案者の仲副委員長が1年間様子を見る中で、議員のまた意見を収拾する中で、1年後に不備があれば、改正も、逆戻りするわけじゃなくて、改正する、より精度の高い1常任委員会というものを目標にしていったらいいのかなということをちょっと私自身は考えるんですけれども。

あと、少数精鋭の、これまでの生活文教、総務産業とありましたけれども、そこら辺の議論というものは、やっぱり自由な少数の委員会の中でより専門的なことは不可能ではないなということと、あと、そういう部分と、委員長、副委員長、委員の選出というものも1年ごとの交代で十分対応できるのかなということが考えられ

ますし、三鬼孝之委員が言われた定期的に執行部との、それはもう1カ月に1回とかそういう規定的なものはなかったとしても、ある程度そういう情報共有化するべきときにやったら、やっぱり執行部のほうに申し入れるなり、向こうのほうから言ってくれるなりの、そういう形で十分対応はできるのかなというふうに思っております。ですから、やってみて1年後の不備等がありましたら、そこでもう一遍改正する、改善を図るという申し事項等、弾力的条項じゃないですけれども、そういうものを入れても十分可能なのかなと思っています。

以上です。

- ○村田委員長 大変ありがたい御意見なんですが、今、方向性が決まった、それ から、いつからやるんだということ、実際にやるんだということになれば、それま でにそういったものをずっとやっていくことなんですが、改革ですから、どういう 状況になるかもわかりません、これは。しかし、今考えられる、現時点で最良の案 を今皆さんに議論いただいておるわけですから、それは1年間やらないとどういう 問題が出てくるかもわかりませんけれども、その都度、それが出てきてどうなんだ ということになれば、皆さんで協議をして改革をしていくと、このときは提案者が 改革をするんじゃないんです。あくまでも今提案になっている仲さんにつきまして は、この1常任委員会、成立するまで提案者でおりますけれども、その後はもう全 委員会でやるわけですから、委員の皆さん方できちっとやっていく。一つ定義づけ たらどうかと、条項か何かに入れて、何かあったら改良すると。それも協議をしま すけれども、協議をしていかなくてはならないと思いますけど、それこそ、そんな ことを一々書かなくても、我々も議員ですから、その辺の最低のモラルというもの は持つべきじゃないかなと私はそう思いますけれども。大変ありがたい意見でした。 他にございませんか。
- ○濵中委員 決をとる、どういった決をとられるんでしょうか。ちょっと決をとっていいですかというふうに聞かれた。
- ○村田委員長 いや、決をとるというか、6月にもう始めるのか、それか、来年 の6月まで検討するのかということしかないですね、ここまで来ますと。ですから、 その決を皆さん方にとってはどうかという御意見、ありましたけれども、私はでき ればもうそういうことをしないと、皆さんも、それでも6月でいいんじゃないかと か、意見の一致が見られれば一番ありがたいんですけれども、今のところ、そこま でには至っていないように思いますし、今後、これを何回となく繰り返しても、結 論、それぞれの主張が著しく変わるということはないのであろうなと思ったりしま

すのでね。どうでしょう。

三鬼委員、どうですか。今、結論といいますか、決をとれということなんでしょ うけど。

- ○三鬼(孝)委員 委員長の話、6月にあるのか来年の改選期にやるのかという ことなんでしょうけれども、奥田委員が、きょう採決というようなお話がありまし たので、そんな、委員長判断にお任せします。
- ○村田委員長 この委員長判断が非常に難しい問題ですね。今聞くところによる と、奥田さんと副委員長はもうとったらどうかということなんですけれども。

じゃ、決をとってもよろしゅうございますか。御同意いただけますか。どうでしょう。

(「番外のほうは入るの」と呼ぶ者あり)

- ○村田委員長 いや、番外は入りません。これは検討委員会ですから、番外は別です。どうでしょう。
- ○三鬼(和)委員 これまでの議会改革においては、議会運営委員会で方向性を 示して、最終的には全協での了解というので全てやってきた経緯があるんですけど、 今回は議運だけで決めてしまうんですか。
- ○村田委員長 それは違いますよ。検討委員会で決まったこと、これまでもやってきたのを、あなたも何回も経験されておるでしょうけれども、検討委員会、議運で決まったことは全員協議会等で報告をされます。それで決まったことについては、議会運営委員会の委員そのものについては皆さんの代表で来ておられるわけですから、それに皆さんが従うというのがこれまでの常識じゃなかったかなと私は思っております。じゃないと、検討委員会、議会運営委員会の意味合いがなくなるのではないかなとちょっと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

再度お伺いをいたします。今、6月に議会改革として1常任委員会を設置するということでの賛否をとりたいと思いますけれども、よろしいですか。お返事をいただけない方もいらっしゃいますけど、よろしいですか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 じゃ、よろしいということで、賛否をとります。議運のメンバー において。この6月で1常任委員会に集約をして設立をするということに賛成の方 の挙手を願います。

(挙 手)

○村田委員長 挙手3。わかりました。賛成半数、当然、挙手をされない方はこ

れは反対、あるいは慎重論だと思うんですけれども、可否同数ということになりましたので、委員長の決議をもって決めたいと思います。可否同数でありますが、委員長としてこの6月から設立をするということに決定いたしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

ここで10分間だけ休憩させていただきます。

(休憩 午後 2時10分)

(再開 午後 2時21分)

○村田委員長 委員会、再開をいたします。

今、議運の委員によって、1常任委員会、この6月からやっていくということで決定いただきました。その上に立って、1常任委員会設立に向けて必要となる各種の協議事項がありますので、事務局より説明をさせたいと思いますが、皆さんにおかれては、きょう、説明を受けた後に、またこの資料をお持ち帰りいただいて、後日、開会をいたしますこの委員会でそれぞれの御意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、事務局、お願いいたします。

○岩本議会事務局長 それでは、今配らせていただきました資料に基づきまして、 1常任委員会に向けて御協議をいただく必要のある事項について整理をさせていた だきましたので、説明をさせていただきます。

まず、1ページの①といたしまして、先ほど条例の改正案を見ていただきましたけれども、この条例改正の中に一つ目に、第2条第2項の常任委員会の名称を決めていく必要があると。二つ目として、第4条第2項及び第3項の議会運営委員会の委員定数と任期。三つ目に、第9条第3項の委員長及び副委員長の任期、これらをどうするかということを御協議いただく必要がございます。

次に、②として、尾鷲市議会申し合わせ事項の改正でございます。これにつきましては、委員会条例の改正との絡みも出てくるんですが、常任委員会の正副委員長の任期、議会運営委員の選出方法、紀北広域連合及び消防組合議会議員の選出方法、これらについて御協議をいただく必要がございます。

それで、あくまでも参考でございますけれども、この申し合わせ事項の改正の一つの例として、別添の資料をごらんいただきたいと思います。これはあくまでもたたき台でございますので、御理解をいただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、4段目にございます赤字の部分でございますけれども、常任委員会の正

副委員長の任期をどうするかということ、その下の議会運営委員会の委員定数及び 選出方法をどうするか、次に、広域連合と消防組合議会の選出方法をどうするかと いうことでございます。

それでは、2ページのほうへちょっと、最初の資料の2ページへ戻っていただきまして、各種協議会等への参画についてということで書かせていただいておりますけれども、ごらんのとおり、議長なりそれぞれの委員会の委員長ということで、充て職の形で委員等に入っておりますので、これらについてどうするかというようなことでございます。

あとは、先ほど協議の中で委員の皆さんから出ていました、申し合わせとして変えていくべきかどうかというようなところを協議いただければと思います。 以上です。

○村田委員長 事務局から説明をざっとしていただきましたけれども、皆さん、 この資料をお持ち帰りいただきまして、委員会の名称等々、お考えいただきまして、 次回開催日にまた皆さんの御意見を賜り、順次決定をしていきたいと思いますので、 よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長、よろしいですか。よろしいですね。

- ○南議長 できたら、次回の開催日もこの場である程度決めていただいておった ほうがスムーズに運べると思うんですけど。次期開催日。やっぱりもう日々がない で、押し迫って来ておるで。
- ○村田委員長 できれば18日ということで皆さん、御都合はいかがでしょうか。 議長、18日、よろしいですか。監査ね。
- ○南議長 そうか。ちょっと所用があるんですわ。出れんことはないけれども。
- ○村田委員長 できれば、ですから、20日までにもう一回やらせていただきた いということで。
- ○南議長 それと1点、議運の前に、次回するときは、先にもう一回全協で確認をしてから議運のほうへ入っていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○村田委員長 じゃ、今から全協、行きますか。
- ○南議長 いや、もうその当日で。
- ○村田委員長 よろしいですか。じゃ、そういうことでございますので、よろし くお願いを申し上げたいと思います。
- ○奥田委員 ちょっと1点だけ、済みません、確認させていただきたいんですが、今、議会改革ということで1常任委員会もこの6月からやっていくということで、

きょう、配られた資料、さっき、2ページのところにもあるんですけど、各種協議会へというのに参画についてということで、これ、平成17年ぐらいからずっと審議会とかそういうのにはもう議会は出席しないようにしようと、議会は議会で議論できるわけですので、そういう意味で、水道水源保護審議会とか、まだ確かに残っているところは残ったんですね、申し合わせでね。それはそれであれなんですけれども、ただ、議会改革ということで進めていくのであれば、国体の、先ほど生涯学習課の野地課長は下で5月28日、発起人会か何か、総会があるのかな。その招待状か何か配っていたみたいで、僕はもらわなかったんですけど。

この前の5月10日の生活文教常任委員会の中では、議員は参与として全員参加 するということで、ただ、参与というのは、総会には出るんだけれども、議決権、 ないんですよね、これね。だから、ちょっと微妙な何か、お飾りかなという感じも するんですけど、お飾りですよね、多分ね。ただ、僕はこのお飾りで、こんな出る 必要があるのかなと。議会は議会で議論できるので、こんなのに逆に出てしまうと、 議会としての議論ができなくなるし、課長にも、これは参与として僕はもう引き受 けないよ、こんなのということをこっちに来て申し上げたもので、さっきも招待状、 僕に渡さなかったんですけど、だもので、これ、どうされますか。これでよろしけ ればこれでいいけれども、ただ、農業委員を辞退するという話の中でも、やりたい 人は公募で申し込んだらどうですかという話、髙村さん、何かしましたよね。だか ら、そういう形で、出たい人は出たらいいと僕は思うけれども、僕はやっぱり議会 として最高意思決定機関というのは、地方自治法の第96条ですか。その中での尾 鷲市の最高意思決定機関という、やっぱり威厳というか、議員としても自覚を持っ てやるべきだと思うし、そういう意味で、こういうのには参加しないほうが、むし ろ僕らとしてもいろんな意見を言えるんじゃないかなという気がしてならん。こん なの、お飾り、参加したって何にもならへんしと僕は思うんですけど、皆さん、出 たいというなら出られたらいいと思うんですけど、僕は出たくないんですよ。出た くない。もう出ませんとはっきり言うてやったんですけど。

- ○村田委員長 ということは、奥田委員、国体のことについて今、言われておる んですね。
- ○奥田委員 そうです。この前の生活文教常任委員会でも示されて、僕は傍聴しておって、もう憤慨して、ちょっとこれは、こんなのはないぞと思って退室したんですけれども、皆さんが納得されるのかなと、こういうことを。議会改革、議会改革と言いながら、1常任委員会もやると決まって、市の中でも最先端を行こうとい

うようなところですよね。そういう中で、いまだにこういうのに入って議会として やるのかという、僕は矛盾を感じるんですよ、非常に。

- ○村田委員長 今、奥田委員……。
- ○奥田委員だもので、皆さんの意見をちょっとお聞きしたいと。
- ○村田委員長 これ、各種協議会等の参画について列挙してありますけれども、 この中で整理をする必要があろうかと思いますけれども、今、国体のことを聞かれ ているんですか。
- ○奥田委員 そうです。国体のことをとりあえず。もう今度、28日に総会、招待状、さっき渡しましたけれどもね。
- ○村田委員長 それまでに全員協議会も開かれますけれども、せっかくの御発言 ですから、それについて関連がありましたら。
- ○濵中委員 実はその国体のことに関して、担当委員長として打ち合わせをさせてもらった経緯をお話しさせていただきたいと思うんですけれども、実際、私も水道水源の話のことからも、そういった協議会であるとか各種、こういった会議について議員の参加ということもありましたので、生涯の課長のほうに、ここに参加することにはどうなんやろうということで、課長と打ち合わせの段階で話をさせていただきました。私は各種協議会へ参加をすることに当たって、議会で議決をすべきものに対しては参加をすべきではないというふうなことを、これが決まったときに聞いた覚えがございましたので、議決に必要とする部分の協議については議会はもう外れてもいいのではないのかなというふうに感じて、議決というか、議案として上がってきたり、例えばこの中のものが予算として上がってきて、議会の中で議論をするべきものに関しては、参加すべきではないでしょうということを課長のほうにも申し上げまして、国体に関しても、恐らくその運営上、予算が上がってきて議会で議論をすべき場面があるのであれば、ここで議論に参加すべきではないと思うんですけれどもということを申し上げました。

そのときの課長の説明として、国体に関しましては、国、県の事例をもとに国、 県から下がってきてのメンバー構成ということもあったものですから、それに倣っ た形で皆さんに提案をさせてもらって御案内をさせてもらいたいんですという説明 やったものですから、国体に関してはやっぱりそういう特別な事情があるのかなと いうことで、御案内することは理解したんですけれども、協議会の参画についてと いうことに関しては、やはり議会が議論すべき予算がつくなり、そういったものが あのときには、ある程度もう一度見直しをすべきものではあるのかなということは 感想として持っております。

- ○村田委員長 この問題については、どちらにしても次回のまた検討委員会等で、 議会改革の中でこれはしていただきたいと思いますが、特に今回だけ、国体の分に ついて言い分がありましたら、どうぞ。
- ○奥田委員 また、この辺、もう5月28日ということだもので、早急にちょっと次回に議論していただきたいんですけど、ただ、今、濵中委員言われたように、当然予算、伴ってきますよ、こんなの。もうこの前だって、早う予算、つけんかという話も出ていたわけじゃないですか、3月のときでも。絶対出てきますよ。それを副会長が議長、常任委員が副議長とか入っておって、ほかの議員は参与ということで議決権はないんやけれども、当然、これは議長、副議長も入っておるで、そんなので予算の審議、入っておるわけなんですよ。だから、僕はもうこれは抜けるべきやと。そのほうが僕は民間の方々のアイデアって出しやすいんじゃないかという、議会は議会で幾らでも議会の場で言えるわけですから、わざわざこんなところに入らんでも……。

(発言する者あり)

- ○奥田委員 国体ということは、オール尾鷲ってわかるんですけど、でも、議会は議会で、やっぱり僕は議員になったときに、一言言う、浜口文生議員が今、もう置いてませんけれども、控室に地方自治法96条の額に入れて、今、誰かとっちゃってないけれども、アルミのパネル、置いて僕らに説明してくれましたよ。議会というのは尾鷲の最高意思決定機関なんだと。その自覚を持てよというようなことをさんざん言われた覚えがあって、そういう中で議会改革というのをずっとやってきたわけですよね、審議会、抜けて。俺らは幾らでも議論できるで、ここでと。その自覚を持とうよということをやってきておるわけやもんで、幾らオール尾鷲ってわかりますよ。でも、もうこれに議員が参加してしまったら、僕はやっぱり予算審議に絡んできますから、当然。僕はよくないと思うんですよ、これ。僕の個人的な意見です。だから、僕はもう辞退させてもらうと、参与。幾ら皆さんが賛同しようが、僕は辞退させてもらうというように思っています。
- ○村田委員長 御意見は拝聴しましたので、次回の検討委員会の中でまた議論していただきたいと思いますが、よろしいですか。

他にございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 それでは、これで議会運営委員会、検討委員会を閉じます。